

雇用ニュース

2015年9月



「そば畑と筑波山（下妻市）」（観光いばらき「写真ひろば」より）

－ お も な 内 容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 災害救助法の適用に伴う茨城労働局・ハローワークの対応について 3
- ・ 雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります 4～5
- ・ 茨城県最低賃金「747円」平成27年10月4日から 6
- ・ ご存じですか？「無期転換ルール」 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

※第189回通常国会において、

- 若者が職業生活において能力を発揮し、充実した職業生活を営むことができるよう、若者の雇用対策を総合的に取り組むことを目的とした「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第72号）が、
- 派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るために所要の改正を行う「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第73号）が、それぞれ成立しました。（次号（2015年10月号）でそれぞれ法律の概要をご紹介します。）

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.16倍

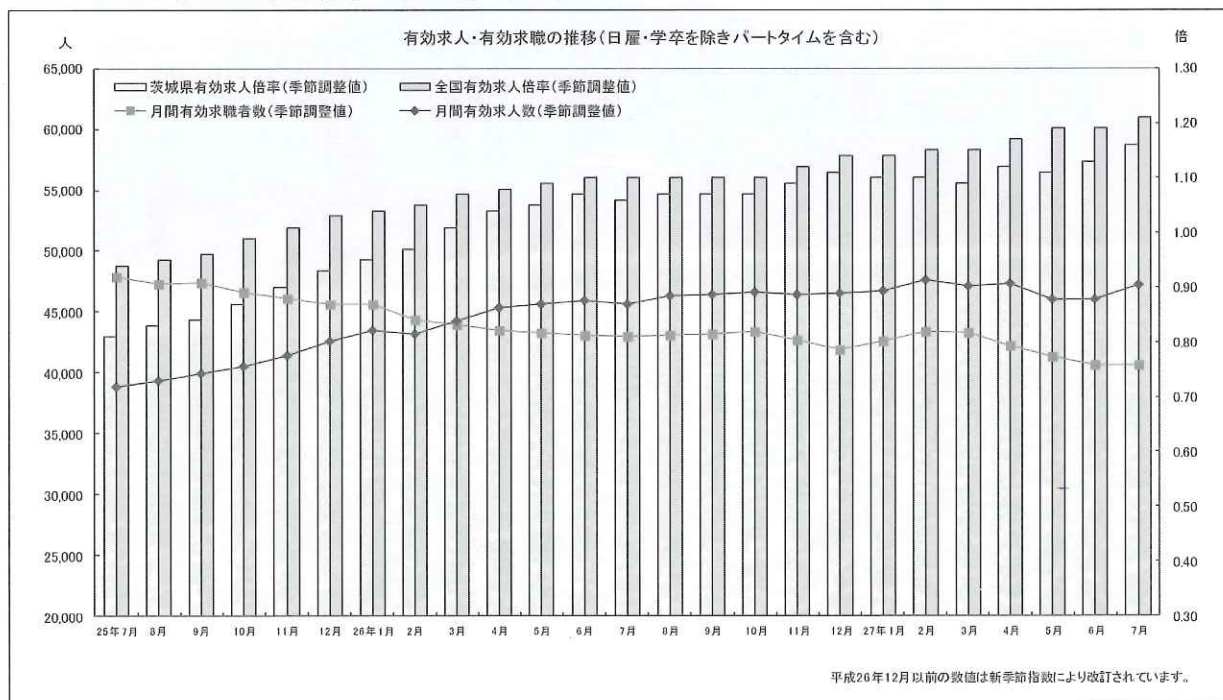
「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

1 概況

7月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は17,541人で、前年同月と比較して7.2%増と2か月連続で増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同5.1%の増加となり、常用的パートタイムは同7.9%の増加となりました。新規求職申込件数は10,226人で前年同月比5.5%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同6.1%の減少、常用的パートタイムは同4.0%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同8.8%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同0.2%の減少となりました。

有効求人数（原数値）は、45,076人で前年同月比は3.3%増と、2か月連続で増加しました。一方、有効求職者数（原数値）は41,887人で同5.3%減と、24ヶ月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.16倍（季節調整値）で、前月を0.03ポイント上回りました。なお、原数値は1.08倍と前年同月を0.09ポイント上回りました。



新規求人の動き

新規求人数は17,541人となり、前年同月比で7.2%増と2か月連続で増加となりました。

産業別にみると、卸売業、小売業（前年同月比27.2%増）、サービス業（同10.2%増）、医療、福祉（同9.7%増）などで増加となりましたが、生活関連サービス業、娯楽業（前年同月比16.9%減）、建設業（同7.6%減）などが減少となりました。

規模別でみると、100～299人（前年同月比26.0%増）、500～999人（同11.1%増）、30～99人（同10.0%増）、29人以下（同4.6%増）は増加となり、1,000人以上（前年同月比69.4%減）、300～499人（同3.4%減）は減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比5.1%の増加となり、常用的パートタイムは同7.9%の増加となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は10,226人となり、前年同月比で5.5%減と2か月ぶりに減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者70.9%（前年同月71.4%）と0.5ポイント下回り、数では前年同月比で6.1%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で29.1%（前年同月28.6%）と0.5ポイント上回り、数では前年同月比で4.0%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数のうち34歳以下の若年者の占める割合は36.6%と前年同月（38.0%）を1.4ポイント下回りましたが、数では前年同月比で8.8%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は15.9%となり、前年同月（15.0%）を0.9ポイント上回り、数は前年同月比で0.2%の減少となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,410件で、前年同月と比較し2.0%減と2か月ぶりに減少しました。また、新規求職申込件数に占める割合は23.6%と、前年同月（22.7%）を0.9ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は9,256人と、前年同月比で7.1%減と22ヶ月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は643人で、資格喪失者の割合では6.4%（前年同月6.3%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比1.6%増となりました。

災害救助法の適用に伴う茨城労働局・ハローワークの対応について

平成27年台風第18号等による大雨(※)に係る災害救助法の適用に伴う、茨城労働局・茨城県内各ハローワークの対応は、以下のとおりです。(※)「平成27年9月関東・東北豪雨」という名称に改められています。

1. 茨城県が災害救助法に基づき適用地域に指定した地域(平成27年9月9日適用)

災害適用市町	ハローワークの管轄	労働基準監督署の管轄
古河市	ハローワーク古河	古河労働基準監督署
結城市	ハローワーク筑西	筑西労働基準監督署
下妻市	ハローワーク下妻	筑西労働基準監督署
常総市	ハローワーク常総	常総労働基準監督署
守谷市	ハローワーク常総	常総労働基準監督署
筑西市	ハローワーク筑西	筑西労働基準監督署
坂東市	ハローワーク常総	常総労働基準監督署
つくばみらい市	ハローワーク常総	常総労働基準監督署
結城郡八千代町	ハローワーク下妻	筑西労働基準監督署
猿島郡境町	ハローワーク古河	古河労働基準監督署

2. 失業認定日に来所できない求職者の方々のための取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、大雨の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、お近くのハローワークに申し出るにより、失業の認定日を変更することができます。

また、失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、お近くのハローワークにお申し出ください。

3. 災害時における求職者給付の支給に関する特別措置について

この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業をすることとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図るとするものです。

特別措置の内容、手続きなどの詳細は、お近くのハローワーク又は茨城労働局職業安定課(Tel.029-224-6218)までお問い合わせください。

4. 大雨の影響で被災した方、被災した事業所等の相談窓口について

雇用保険の支給、雇用安定給付金等のお問い合わせは、お近くのハローワークまで、被災の影響に関連した賃金、解雇等労働条件のお問い合わせについては、お近くの労働基準監督署までお問い合わせください。

(ハローワーク常総、常総労働基準監督署状況については、下の枠内をご覧ください。)

「平成27年9月関東・東北豪雨」による被災のため、ハローワーク常総(常総市水海道天満町)、常総労働基準監督署(常総市水海道淵頭町)は、10月6日から、当面の間、「ポリテクセンター茨城」に移転いたします。

なお、仮事務所のポリテクセンター茨城では、職員が通常使用しているシステム等が使用できないこと、求人情報提供端末機が無いこと、窓口業務に相当の時間をいただくことなど、ご利用される方にご不便をおかけすることがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

【仮事務所】〒303-0033 常総市水海道高野町591 茨城職業能力開発促進センター(ポリテクセンター茨城)内

○ ハローワーク常総 電話番号 : 0297-22-8609、070-1451-1162、070-1423-2094

○ 常総労働基準監督署 電話番号 : 0297-22-0264、080-9157-0031、080-4891-7237

※ これまでハローワーク下妻内に設置していた仮事務所、ハローワーク常総内(2F)に設置していた臨時相談窓口は、いずれも閉鎖いたしました。

※ ハローワーク常総に係る届出、相談等については、他のハローワークの窓口でも引き続き、お受けいたしますので、お急ぎの場合などは、近隣のハローワークをご利用ください。

※ 常総労働基準監督署に係る届出、相談等については、他の労働基準監督署の窓口で引き続きお受けしますので、近隣の監督署もご利用ください。

すべての事業主の皆さま

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正 平成28年4月1日から施行

Point 1

雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。

＜募集・採用時＞

- ◆単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ◆業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

＜採用後＞

- ◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること

など

＜禁止される差別に該当しない場合＞

- ◇積極的な差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと

例：障害者のみを対象とする求人（いわゆる障害者専用求人）

- ◇合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として障害者でない人と異なる取扱いをすること

例：障害者でない労働者の能力が障害者である労働者に比べて優れている場合に、評価が優れている障害者でない労働者を昇進させること

- ◇合理的配慮に応じた措置をとること

（その結果として、障害者でない人と異なる取扱いとなること）

例：研修内容を理解できるよう、合理的配慮として障害者のみ独自メニューの研修をすること
など

（裏面へ）



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL270820雇障01

Point 2

合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を提供していただく必要があります。

＜募集・採用時＞

- ◆視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ◆聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

＜採用後＞

- ◆肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ◆知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行なったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ◆精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること

など

事業主には、これらの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただきます。

合理的配慮は障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個別性が高いものです。

したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、**障害者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。**

合理的配慮は個々の事情がある障害者と事業主との**相互理解**の中で提供されるべきものです。

Point 3

相談体制の整備、苦情処理 紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

自主的解決が図れない場合は、都道府県労働局長が当事者からの求めに応じ、必要な助言、指導または勧告を事業主又は障害者に対して行うとともに、必要と認めるときは第三者による調停を行わせます。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。

詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に関係資料を掲載中です。

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html

障害者雇用対策

検索

茨城県最低賃金

時間額

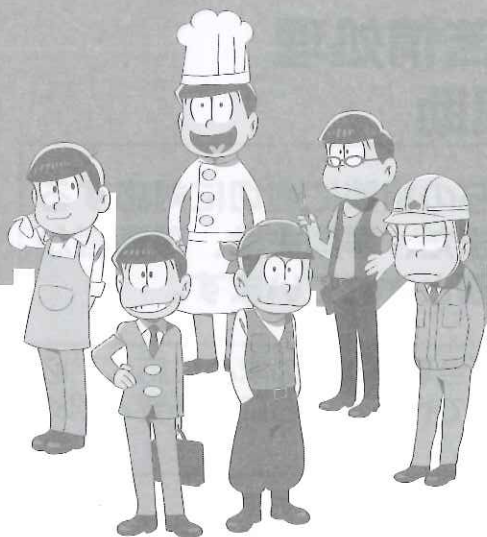
747円

18円UP



平成27年10月4日から

雇うには、最低賃金 チェックざんす。



年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。

- 厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>
- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>
- パソコンでも最低賃金がチェックできます! [最低賃金制度](#) [検索](#)

WEBで
チェック!



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金に関するお問い合わせは茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ

80 赤塚不二夫生誕80周年記念作品

おそ松さん

©赤塚不二夫／おそ松さん製作委員会

050-3535-1000

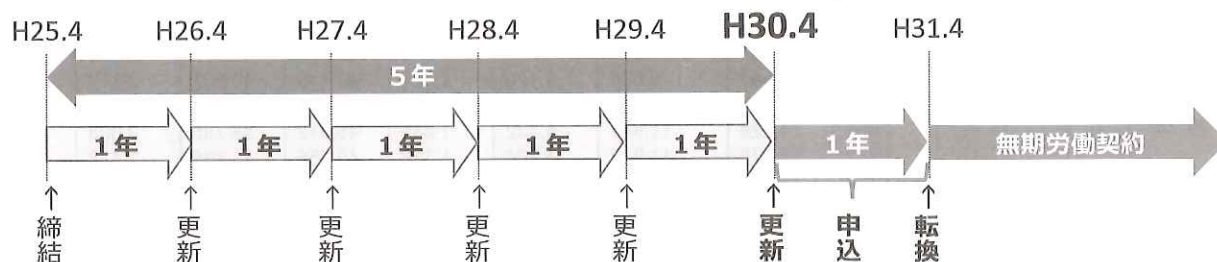
ご存じですか？「無期転換ルール」 ～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備～

無期転換ルールとは

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

円滑な無期転換のために（労使の取り組みのお願い）

現場における有期契約
労働者の活用実態を
把握しましょう

有期契約労働者の
活用方針を明確化し、
無期転換ルールへの
対応の方向性を
検討しましょう

無期転換後の
労働条件を
どのように設定するか
検討しましょう

- ★ 厚生労働省ホームページに参考となる具体的な取組事例を掲載しています。
詳しくは「有期契約労働者の円滑な無期転換のために」をご覧ください。

円滑な無期転換

検 索

- ★ 労働契約法についてはこちらをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html

非正規雇用の労働者のキャリアアップに、助成金を活用してみませんか

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用等への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

キャリアアップ助成金

検 索

雇止めの慎重な検討について

無期転換ルールの導入に伴い、有期雇用労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと心配があります。

このため、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上や、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについても十分にご理解いただき、雇止めの判断に当たっては、その実際上の必要性を十分慎重に検討のうえ、御対応いただくようお願いします。



茨城県雇用関係主要指標

項 目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全 数	雇用保険 受 給 者 実 人 員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高年齢者	求人全数	求職全数		
24年度月平均	14,362	3,226	10,965	11,967	4,682	1,631	38,569	48,253	3,862	10,913
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
26 年 4 月	16,591	3,702	12,710	15,026	5,355	2,821	45,050	46,915	4,555	7,988
5	16,114	3,431	12,552	11,532	4,177	1,892	43,873	46,638	3,918	9,346
6	15,657	3,232	12,206	10,822	3,993	1,585	43,683	45,366	3,887	9,355
7	16,366	3,805	12,414	10,818	4,083	1,617	43,656	44,240	3,600	9,962
8	17,037	3,246	13,657	9,721	3,695	1,349	44,950	42,754	3,038	9,787
9	17,995	3,888	13,838	11,602	4,262	1,672	47,866	43,657	3,825	9,737
10	18,244	3,938	14,081	11,278	4,172	1,812	48,926	43,995	3,839	9,268
11	16,001	3,257	12,647	8,533	3,120	1,327	47,149	40,902	3,117	8,621
12	14,810	2,957	11,713	7,454	2,727	1,122	45,239	37,189	2,884	8,385
27 年 1 月	18,337	4,058	14,124	11,947	4,332	1,849	45,912	38,755	3,003	8,377
2	19,470	3,732	15,575	11,817	4,204	1,758	49,356	41,295	3,436	8,246
3	17,423	3,373	13,897	12,392	4,453	1,864	50,961	44,554	5,017	8,239
27 年 4 月	16,612	3,380	13,047	14,036	4,723	3,081	47,342	45,602	4,480	7,677
5	15,095	2,869	12,088	10,504	3,751	1,753	43,665	44,021	3,540	8,637
6	16,378	3,690	12,539	10,937	3,928	1,732	44,056	43,142	3,713	9,104
7	17,541	3,702	13,681	10,226	3,723	1,614	45,076	41,887	3,525	9,256
8										
9										
10										
11										
12										
28 年 1 月										
2										
3										

項 目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
24年度月平均	1.20	1.32	0.80	0.82	5.5	10.1	▲ 6.4	▲ 7.6	0.7	▲ 1.5	▲ 8.1	▲ 7.8	280	4.3
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9
26年度月平均	1.53	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.6
26 年 4 月	1.51	1.64	1.04	1.08	27.5	10.0	▲ 3.7	▲ 6.0	4.6	▲ 4.3	▲ 24.5	▲ 17.7	254	3.6
5	1.51	1.64	1.05	1.09	15.3	4.0	▲ 11.2	▲ 10.5	▲ 0.1	▲ 6.7	▲ 22.9	▲ 20.2	242	3.5
6	1.51	1.65	1.07	1.10	21.2	8.1	▲ 0.3	▲ 1.7	5.7	▲ 0.7	▲ 21.4	▲ 12.4	245	3.7
7	1.48	1.66	1.06	1.10	11.8	4.5	▲ 6.6	▲ 9.3	▲ 8.2	▲ 6.4	▲ 20.0	▲ 13.2	248	3.8
8	1.53	1.65	1.07	1.10	13.4	▲ 0.6	▲ 6.4	▲ 9.2	▲ 4.5	▲ 8.1	▲ 19.2	▲ 12.9	231	3.5
9	1.57	1.68	1.07	1.10	18.6	6.3	▲ 0.4	▲ 1.8	0.1	▲ 1.9	▲ 14.2	▲ 8.8	233	3.6
10	1.58	1.69	1.07	1.10	12.8	1.1	▲ 5.0	▲ 6.7	▲ 6.8	▲ 6.5	▲ 15.4	▲ 10.4	233	3.5
11	1.53	1.69	1.09	1.12	0.3	▲ 4.4	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 14.0	▲ 10.9	▲ 13.7	▲ 11.2	219	3.5
12	1.62	1.77	1.11	1.14	11.3	5.6	▲ 3.4	▲ 4.7	▲ 7.5	▲ 5.9	▲ 11.5	▲ 8.2	210	3.4
27 年 1 月	1.52	1.77	1.10	1.14	5.1	3.0	▲ 3.4	▲ 6.7	▲ 9.6	▲ 5.7	▲ 10.3	▲ 9.5	231	3.6
2	1.52	1.63	1.10	1.15	11.0	1.7	8.7	1.0	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 3.7	▲ 7.5	226	3.5
3	1.53	1.72	1.09	1.15	4.8	4.7	1.3	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 0.3	▲ 5.3	228	3.4
27 年 4 月	1.57	1.77	1.12	1.17	0.1	0.1	▲ 6.6	▲ 7.8	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 3.9	▲ 6.5	234	3.3
5	1.52	1.78	1.11	1.19	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 9.6	▲ 10.4	▲ 7.6	▲ 12.6	224	3.3
6	1.61	1.78	1.13	1.19	4.6	6.8	1.1	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 5.8	224	3.4
7	1.68	1.83	1.16	1.21	7.2	4.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 2.1	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 8.2	222	3.3
8														
9														
10														
11														
12														
28 年 1 月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高年齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む

3. ▲印は減少を示す。

4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。

なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)

5. 平成26年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。